4　測定操作手順

(1)　信号発生器の周波数を離調周波数に設定し、2(1)で規定する出力レベルで無変調の連続波を送信する。

(2)　スペクトル分析器の設定を2(2)とし、中心周波数を離調周波数に設定する。

(3)　信号発生器から試験機器の入力端子に入力する試験信号の入力電力（P_{IN}）をデシベル単位で測定する。

(4)　試験機器の入力端子に信号発生器の試験信号を入力する。

(5)　スペクトル分析器を掃引し、試験機器の出力端子から出力される出力電力（P_{OUT}）をデシベル単位で測定する。

(6)　当該離調周波数における帯域外利得（$=P_{OUT}-P_{IN}$）を計算する。

(7)　信号発生器及びスペクトル分析器の離調周波数を送信周波数帯域の上端の＋５MHzから＋40MHzまで、送信周波数帯域の下端の－５MHzから－40MHzまで変更して測定を繰り返す。

(8)　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに測定を行い、全空中線端子における測定値の総和を求める。

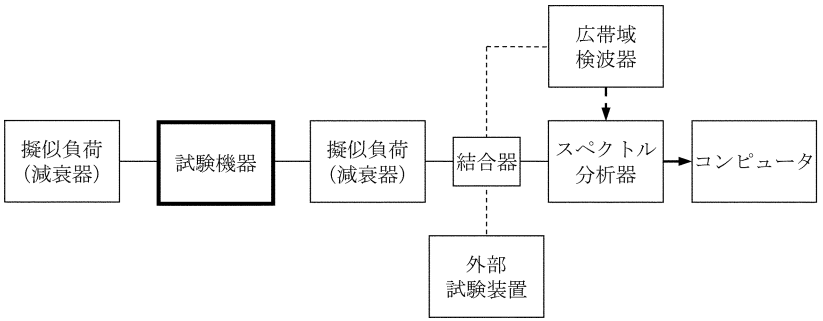
5　試験結果の記載方法

(1)　技術基準で規定する単位で離調周波数ごとに記載する。

(2)　総和を求めたときは、測定値の総和のほか、空中線端子ごとの測定値を記載する。

十　搬送波を送信していないときの電力

1　測定系統図



2　測定器の条件等

(1)　漏えい電力の探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　掃引周波数幅　搬送波を送信していないときの漏えい電力の許容値が適用される周波数範囲

イ　分解能帯域幅　１MHz以上３MHz以下

ウ　ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度

エ　Y軸スケール　10dB／Div

オ　入力レベル　最大のダイナミックレンジとなる値